

全 建 事 発 第 1 号  
平成 25 年 4 月 3 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 押田 彰  
〔公 印 省 略〕

### 東日本大震災に伴う公共工事の前金払の特例の継続等について

拝啓 平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、東日本大震災の被災地域における公共工事の円滑かつ適正な施工の確保を図るため、被災地域における公共工事の前金払の特例を継続する旨の通知が国土交通省よりありましたので、お知らせいたします。

特例の内容は、東日本大震災に際し災害救助法が適用された被災地域における国発注工事について、前金払の割合を請負金額の 10 分の 5 以内とすること（原則は請負金額の 10 分の 4 以内）、中間前金払の対象となる工事を請負金額 300 万円以上の工事とすること（原則は請負金額 1,000 万円以上かつ工期 150 日以上工事）となっております。

つきましては、必要に応じて会員企業に周知いただきますようお願い申し上げます。

敬具

#### 【添付書類】

別添：東日本大震災に伴う公共工事の前金払の特例の継続等について（通知）

4 月 1 日付け国土交通省報道発表資料

参考：4 月 2 日付け新聞記事（建設工業・建設通信）

担当) 事業部事業企画課 奥山  
電話:03-3551-9396  
FAX:03-3555-3218  
メール:[jigyo@zenken-net.or.jp](mailto:jigyo@zenken-net.or.jp)